

法務省矯少第92号
平成27年5月14日

改正 平成29年12月12日法務省矯少第212号
令和4年3月29日法務省矯少第41号

矯正管区長 殿
少年院長 殿
刑事施設の長 殿（鹿児島、沖縄）（参考送付）
少年鑑別所長 殿（参考送付）
矯正研修所長 殿（参考送付）

法務省矯正局長 小川 新二
（公 印 省 略）

矯正教育課程に関する訓令の運用について（依命通達）

標記について、下記のとおり定め、矯正教育課程に関する訓令（平成27年法務省矯少訓第2号大臣訓令。以下「訓令」という。）の施行の日（平成27年6月1日）から実施することとしたので、遺漏のないよう配意願います。

記

1 矯正教育の重点的な内容等について（訓令第3条及び別表1関係）

矯正教育課程ごとの矯正教育の目標、当該目標を達成するために重点的に実施すべき指導内容の細目及びそれらの指導を実施する上で基準となる期間については、別表のとおりとすること。

2 第1種少年院における在院者の矯正教育課程の指定

(1) 短期義務教育課程又は短期社会適応課程

ア 一般的な取扱い

家庭裁判所において、送致すべき少年院として第1種が指定され、かつ、短期義務教育課程又は短期社会適応課程を履修させるべき特性を考慮して、これらの矯正教育課程の標準的な期間（6月以内）を矯正教育の期間として設定することが適当であるとする旨の勧告が付された場合は、短期義務教育課程又は短期社会適応課程を指定すること。

なお、少年院送致の保護処分歴がある場合には、短期義務教育課程又は短期社会適応課程の在院者の類型である「その者の持つ問題性が単純又は比較的軽く、早期改善の可能性が大きいもの」には該当しないこと。

イ 14歳未満の在院者について

14歳未満の在院者については、義務教育を終了しない者ではあるものの、原則として短期義務教育課程は指定しないが、次のいずれにも該当する場合において、相当と認めるときは、同課程を指定することができること。

(ア) 中学校2年生に該当する年齢であること。

(イ) 心身の発達を考慮して14歳以上の在院者との同一の集団での矯正教育の実施に著しい支障が認められないこと。

(2) 短期義務教育課程又は短期社会適応課程以外の矯正教育課程

ア 優先的に指定すべき矯正教育課程について

社会適応課程Ⅲ、支援教育課程Ⅰ又は支援教育課程Ⅱの在院者の類型に該当する者については、他の矯正教育課程に優先して、これらの矯正教育課程を指定すること。

なお、これらの矯正教育課程のうち複数の類型に該当する在院者については、社会適応課程Ⅲを優先的に指定することとし、同課程を指定しなかった者については、医師による診断の結果等を踏まえつつ、支援教育課程Ⅰ又は支援教育課程Ⅱのそれぞれの矯正教育の目標及び重点的に実施すべき指導内容の妥当性、必要性等を総合的に考慮して、いずれかを指定すること。

イ 矯正教育課程の指定に当たり留意すべき事項について

(ア) 社会適応課程Ⅱ

社会適応課程Ⅱの在院者の類型中、「反社会的な価値観・行動傾向」については、反社会的集団への所属のみをもって判断しないこと。

社会適応課程Ⅱの指定に当たっては、生活態度、価値観等の偏り、自己統制力の低さ、認知の偏り等の資質上の問題により、在院者一般と比較して、攻撃的、反抗的な行動傾向が顕著に認められる者について、これら資質上特に問題となる事情を改善する必要があるか否かを総合的に考慮すること。

なお、知的障害、情緒障害若しくは発達障害又はこれらの疑いがある旨の診断を受けている者であっても、支援教育課程Ⅰ又は支援教育課程Ⅱにおける処遇上の配慮の必要性が相対的に低く、攻撃的、反抗的な行動傾向が顕著に認められるなど、集団への適応に特段の支障を生じるおそれがある者は、社会適応課程Ⅱを指定することができること。

(イ) 社会適応課程Ⅲ

社会適応課程Ⅲの指定に当たっては、外国籍であるか否かにかかわらず、次のいずれかに該当し、日本人と異なる処遇を必要とし、かつ特別の配慮を要するか否かを、総合的に考慮すること。

a 日本語の理解力又は表現力が特に劣る者（片言の日本語による意

思表示にも支障がある者、平易な日本語による指導の理解にも困難を来す者等)

b 日本人と著しく風俗習慣を異にする者

c 大使館又は領事館等関係機関との緊密な連絡調整を必要とする者

(ウ) 支援教育課程Ⅰ

支援教育課程Ⅰの指定に当たっては、知的障害又はその疑いがある旨の診断を受けている者及びその診断がない場合であっても、知的機能の発揮に支障があり（IQおおむね69以下）、行動、情緒及び社会的な困難が知的障害がある者と同程度に認められる者について、処遇上の配慮（集団への適応を含む。）を要するか否かを総合的に考慮すること。

(エ) 支援教育課程Ⅱ

支援教育課程Ⅱの指定に当たっては、情緒障害若しくは発達障害又はこれらの疑いがある旨の診断を受けている者及びこれらの診断がない場合であっても、その障害や対人スキルの未熟さ等により、行動、情緒及び社会的な困難が顕著に認められる者について、処遇上の配慮（集団への適応を含む。）を要するか否かを総合的に考慮すること。

(オ) 支援教育課程Ⅲ

支援教育課程Ⅲの指定に当たっては、知的能力に制約のある者（境界知能（IQおおむね70台）である者を含む。）及び情緒的未成熟等による非社会的な行動傾向の問題等がある者（以下「知的能力に制約のある者等」という。）について、支援教育課程Ⅰ又は支援教育課程Ⅱにおける処遇上の配慮の必要性が相対的に低く、集団への適応に特段の支障が認められないものであることなどを総合的に考慮すること。

なお、知的能力に制約のある者等についても、社会適応課程Ⅰにおける職業能力開発指導又は高等学校教育指導の必要性が相対的に高いなど特別の事情が認められる場合には、同課程を指定することができること。

3 第2種少年院における在院者の矯正教育課程の指定

(1) 優先的に指定すべき矯正教育課程について

社会適応課程Ⅴ、支援教育課程Ⅳ又は支援教育課程Ⅴの在院者の類型に該当する者については、社会適応課程Ⅳに優先して、これらの矯正教育課程を指定すること。

なお、これらの矯正教育課程のうち複数の類型に該当する者については、社会適応課程Ⅴを優先的に指定することとし、同課程を指定しなかった者については、医師による診断の結果等を踏まえつつ、支援教育課程Ⅳ又は支援教育課程Ⅴのそれぞれの矯正教育の目標及び重点的に実施すべき指導内容の妥当性、必要性等を総合的に考慮して、いずれかを指定すること。

(2) 矯正教育課程の指定に当たり留意すべき事項について

ア 社会適応課程Ⅴ

上記２の（２）のイの（イ）の社会適応課程Ⅲに同じ。

イ 支援教育課程Ⅳ

上記２の（２）のイの（ウ）の支援教育課程Ⅰに同じ。

ウ 支援教育課程Ⅴ

上記２の（２）のイの（エ）の支援教育課程Ⅱに同じ。

4 第５種少年院における在院者の矯正教育課程の指定

家庭裁判所において、第５種少年院に収容する旨の決定がなされ、かつ、早期の保護観察再開の可能性が大きいことを考慮した矯正教育の期間を設定することが適当である旨の勧告（早期に保護観察復帰相当又は特別早期に保護観察復帰相当）が付された場合は、保護観察復帰指導課程Ⅰを指定すること。

5 在院者に指定した矯正教育課程の変更について（訓令第４条関係）

(1) 訓令第４条第１項後段の場合において、次のアに該当するときは、別紙様式１の書面により、イ及びウに該当するときは、別紙様式２の書面により、あらかじめ、在院者を送致した家庭裁判所の意見を聴くものとする。

ア 短期義務教育課程又は短期社会適応課程を指定した在院者について、これら以外の矯正教育課程に変更しようとするとき

イ 第１種少年院の矯正教育課程を指定した在院者について、第２種少年院の矯正教育課程に変更しようとするとき

ウ 第２種少年院の矯正教育課程を指定した在院者について、第１種少年院の矯正教育課程に変更しようとするとき

(2) 訓令第４条第２項に規定する矯正局長が定める場合は、次に掲げる場合とすること。

ア 義務教育課程Ⅰを指定した在院者について、小学校卒業後における義務教育課程Ⅱへの変更

イ 義務教育課程Ⅱを指定した在院者について、中学校卒業後における社会適応課程Ⅰへの変更

ウ 短期義務教育課程を指定した在院者について、中学校卒業後における短期社会適応課程への変更

エ 社会適応課程Ⅰ以外の第１種少年院の矯正教育課程を指定した在院者について、職業能力開発指導実施施設における集合形式による職業指導又は重点指導施設における特定生活指導の受講を目的とした社会適応課程Ⅰへの変更

オ 上記エによる変更が行われた在院者について、受講の終了又は中止に伴う上記エによる変更を行う前の矯正教育課程への変更

- (3) 上記(2)に掲げる場合において、少年鑑別所法(平成26年法律第59号)第18条の規定による鑑別の結果に、あらかじめ当該変更に係る意見が盛り込まれていないときは、法第33条第2項の規定による少年鑑別所の長からの意見聴取を、別紙様式3により行うこと。

別表

少年院の種類	矯正教育課程	符号	矯正教育の目標	重点的に実施すべき指導内容の細目												基準期間							
				生活指導					職業指導		教科指導			特別活動指導									
				訓練	基本	導	問題	治療	理解	被害	整	保	進	計	職		職	導	義	補	育	高	自
第1種	短期義務教育課程	SE	中学校の教育課程の履修により、学力の向上を図る。	○																			20週
	義務教育課程Ⅰ	E1	小学校の教育課程の履修により、学力の向上を図る。	○																			11月
	義務教育課程Ⅱ	E2	中学校の教育課程の履修により、学力の向上を図る。	○																			11月
	短期社会適応課程	SA	社会生活に適応するための能力の向上を図る。		○							○									○		20週
	社会適応課程Ⅰ	A1	社会生活に適応するための能力の向上を図る。		○							○	○						○				11月
	社会適応課程Ⅱ	A2	自己統制力を高め、健全な価値観を養い、堅実に生活する習慣を身に付ける。		○			○			○	○											11月
	社会適応課程Ⅲ	A3	健全な社会人として必要な意識、態度を養う。	○								○					○						11月
	支援教育課程Ⅰ	N1	社会生活に必要な基本的な生活習慣・生活技術を身に付ける。	○			○					○										○	11月
	支援教育課程Ⅱ	N2	障害等その特性に応じた、社会生活に適応する生活態度・対人関係を築く力を身に付ける。	○			○					○											11月
支援教育課程Ⅲ	N3	対人関係技能を養い、適応的に生活する習慣を身に付ける。	○	○							○	○										11月	
第2種	社会適応課程Ⅳ	A4	犯罪的傾向の改善を図り、健全な価値観を養い、堅実に生活する習慣を身に付ける。		○			○			○	○										12月	
	社会適応課程Ⅴ	A5	犯罪的傾向の改善を図り、健全な社会人として必要な意識、態度を養う。	○								○					○					12月	
	支援教育課程Ⅳ	N4	犯罪的傾向の改善を図り、社会生活に必要な基本的な生活習慣・生活技術を身に付ける。	○			○					○										○	12月
	支援教育課程Ⅴ	N5	犯罪的傾向の改善を図り、障害等その特性に応じた、社会生活に適応する生活態度・対人関係を築く力を身に付ける。	○			○					○											12月
第3種	医療措置課程	D	社会生活に適応するための能力の向上を図る。	○	○	○						○										○	12月
第4種	受刑在院者課程	J	反社会的行動傾向の改善を図る。	○				○															—
第5種	保護観察復帰指導課程Ⅰ	P1	自己の問題点を自覚し、社会生活に適応するための能力の向上を図る。		○																○	11週	
	保護観察復帰指導課程Ⅱ	P2	自己の問題点を自覚し、出院後の生活を見据え、社会生活に適応するための能力の向上を図る。		○																○	20週	

○:重点的に実施すべきもの

別紙様式1

在院者に指定した矯正教育課程の変更に関する意見について

〇〇〇少年院在院
在院者氏名 〇〇〇〇
生年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

上記の者は、〇〇年〇〇月〇〇日、〇〇家庭裁判所（〇〇支部）において、第1種少年院送致の決定を受け、〇〇年〇〇月〇〇日に当院に入院しましたが、別添の理由により上記在院者の矯正教育課程を変更することを検討しております。ついては、当該課程からの変更について意見を伺います。なお、不相当とする場合は、なるべく具体的な意見を添えるよう願います。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇家庭裁判所（〇〇支部）
裁判官 〇〇〇〇 殿

〇〇〇少年院長 〇〇〇〇 印

意見 相当、不相当と思料します。
不相当の理由は別紙のとおりです。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇少年院長 〇〇〇〇 殿

〇〇家庭裁判所（〇〇支部）
裁判官 〇〇〇〇 印

（注）家庭裁判所に送付するときは、以下の書類を添付すること。

- ①成績経過記録表、少年院法第36条第1項の規定による鑑別に係る結果等関係書類の写し各1部
- ②少年調査記録
- ③本求意見書の写し1部

別紙様式 2

在院者が送致された少年院の種類の変更に関する意見について

〇〇〇少年院在院
在院者氏名 〇〇〇〇
生年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

上記の者は、〇〇年〇〇月〇〇日、〇〇家庭裁判所（〇〇支部）において、（第1種、第2種）少年院送致の決定を受け、〇〇年〇〇月〇〇日に当院に入院しましたが、別添の理由により上記在院者の少年院の種類を（第1種、第2種）に変更することを検討しております。

ついては、当該変更について意見を伺います。なお、不相当とする場合は、なるべく具体的な意見を添えるよう願います。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇家庭裁判所（〇〇支部）
裁判官 〇〇〇〇 殿

〇〇〇少年院長 〇〇〇〇 印

意見 相当、不相当と思料します。
不相当の理由は別紙のとおりです。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇少年院長 〇〇〇〇 殿

〇〇家庭裁判所（〇〇支部）
裁判官 〇〇〇〇 印

（注）家庭裁判所に送付するときは、以下の書類を添付すること。

- ①成績経過記録表、少年院法第36条第1項の規定による鑑別に係る結果等関係書類の写し各1部
- ②少年調査記録
- ③本求意見書の写し1部

別紙様式 3 - 1

〇〇第〇〇〇〇号

〇〇年〇月〇日

〇〇少年鑑別所長 殿

〇〇少年院長

在院者に指定すべき矯正教育課程に関する意見について

〇〇〇少年院在院

在院者氏名 〇〇〇〇

生年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

上記在院者は、〇〇年〇〇月〇〇日、〇〇家庭裁判所（〇〇支部）において、（第1種、第2種、第3種）少年院送致の決定を受け、〇〇年〇〇月〇〇日に当院に入院し、〇〇〇〇課程を履修していますが、下記の理由により上記在院者を〇〇〇〇課程に変更することが相当となります。

については、当該課程への指定変更について意見を伺います。なお、不相当とする場合は、その理由を回答願います。

記

別紙様式 3 - 2

〇〇第〇〇〇〇号

〇〇年〇月〇〇日

〇〇少年院長 殿

〇〇少年鑑別所長

在院者に指定すべき矯正教育課程について（回答）

〇〇年〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇〇〇号をもって意見を求められた標記について、下記のとおり回答します。

記

意見 相当、不相当と思料します。
不相当の理由は別紙のとおりです。